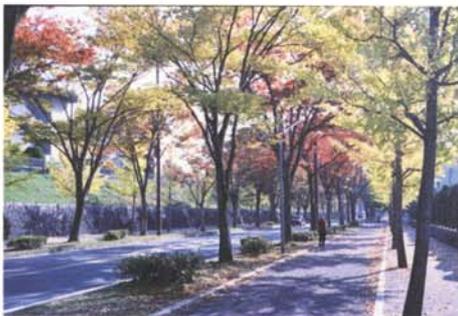


京都市緑の基本計画

～きょうからつなぐ 地球のみどり～



平成22年3月
京都市

はじめに

「みどり」という言葉は元々、生命感に満ちて美しく、いきいきと潤い、輝いているという意味の「みずみずしい」に由来する、と一説にいわれます。

「山紫水明」と称され、いきいきと心に沁みる山々の緑。美しい自然に磨かれた美意識を宿す日本庭園。日々の暮らしに潤いをもたらす町家の前栽や坪庭。明治以降、近代化の進むまちに自然の生命の輝きを創出してきた街路樹など。

まさに京都は、緑を大切にし、深く関わりながら、千年以上にわたって国内外の人々を魅了する“みずみずしさ”を湛え続けてきたまちです。

このかけがえのない京都の緑をこれからも守り、増やし、緑あふれるまちづくりを進めるために、新たな「京都市緑の基本計画」を策定致しました。

京都市では、平成11年2月に「京都市緑の基本計画」（前計画）を策定し、様々な取組を進めて参りました。これまで着実に成果を挙げて参りましたが、一方でこの間の環境の変化は激しく、特に地球温暖化の進行は、世界規模の極めて重大な問題としてますます深刻さを増してきています。

こうした今日的状況を踏まえ、緑豊かな自然と共生するみずみずしいまちを築いてきた京都の知恵を更に引き出し、世界のモデルとなる実践を進めるために策定したのが、この新たな「京都市緑の基本計画」です。

世界が注目する「京都議定書」誕生の地として、また全国をリードする「環境モデル都市」として、市民の皆様と誇り、使命感、行動を共有しながら、本計画に掲げた取組をしっかりと進めて参りたい。そう決意しております。

京都ならではの緑あふれるまちづくりの取組が、大きく花開き、豊かに実を結ぶよう、共に力を合わせて参りましょう！



平成22年3月

京都市長 門川 大作

目次

第1章 計画の策定に当たって 1

1	計画策定の背景・目的	1
2	緑の基本計画とは	3
3	緑の役割	3
4	計画の位置付け	4
5	計画のフレーム	5
6	目標年次	5

第2章 緑の現況と課題 6

1	京都市の緑の概要	6
2	京都市緑の基本計画のこれまでの取組と今後の方向性	18

第3章 計画の目標 32

1	基本理念	32
2	緑の将来像	35
3	基本方針	36
4	緑化の目標	37
5	公園整備の目標	42

第4章 緑の配置方針 43

1	緑の機能別に見た現況と課題	43
2	緑の配置方針	51
3	都市公園の整備方針	53

第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策 55

- 1 施策の体系 55
- 2 施策の内容 57
- 3 柱となる施策 69

第6章 緑化重点地区及び緑化地域 70

- 1 緑化重点地区の指定 70
- 2 緑化地域の指定の検討 72

第7章 施策の推進 74

参考資料 76





第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景・目的

緑は、大気を清浄に保ち、気温をやわらげ、強い風をさえぎり、鳥や虫に生きる場を与えています。山の斜面を表土流出から守り、火災時には延焼を防ぎます。

また、町並みの景観を整え、風景に風格と季節の彩りを添えています。公園や緑地などは、散歩やジョギングの場所となって私たちの健康を維持し、増進させます。子どもたちやお年寄りには安心して遊んだり、くつろぐ場を提供し、人と人とのコミュニケーションの形成にも寄与します。更には、心に安らぎや潤いといった精神的な充足を与えてくれます。

このように緑は、市民の健やかで、安心・安全な生活を実現するうえで、必要不可欠なものであり、本市においても、緑の保全、創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

京都市では平成11年2月に「京都市緑の基本計画」（前計画）を策定し、これまでに様々な施策を推進してきましたが、策定後約10年が経過し、この間、21世紀という新たな世紀が幕を明け、地球環境問題の深刻化や少子長寿化の進行、情報通信技術革命の進展など、時代は大きな転換期を迎えています。

この間、国、京都府、京都市でも緑や環境に関係する様々な法律や政策が整備され、緑を取り巻く社会状況も、大きく様変わりしてきています。本市は、平成21年1月に、低炭素社会を実現するため、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市である「環境モデル都市」に選定されました。本市における緑の果たす役割は、CO₂の吸収源として、また、気温の上昇を緩和し、三方の山々の良好な景観の維持等に寄与するものとして、より一層重要になってきています。

緑の基本計画に限れば、根拠法である都市緑地保全法が平成16年12月に都市緑地法として改正され、「都市公園の整備の方針」を緑の基本計画に位置付けることが可能となるなど、計画への記載事項が大幅に改正され、緑の基本計画の充実を図ることができるようになりました。

そこで、「京都市緑の基本計画」（前計画）に、これらの社会動向を反映させる必要があります。この度、時代に即した新たな「京都市緑の基本計画」を策定することとしました。策定の主なポイントは以下のとおりです。



① 21 世紀に入ってから社会動向を反映

「京都市緑の基本計画」（前計画）策定後の 21 世紀の社会動向を踏まえた計画とし、「環境モデル都市・京都」として、特に以下の視点を反映させています。

ア 地球温暖化対策の推進	森林や都市の緑は、大気中の CO ₂ を吸収・固定する機能を有します。平成 17 年 2 月に発効した京都議定書の誕生の地として、また、環境モデル都市・京都として、CO ₂ の削減に寄与する緑の保全・創出について、生物多様性にも配慮しながら推進していく必要があります。
イ ヒートアイランド対策の推進	平成 16 年 3 月に「ヒートアイランド対策大綱」が策定されるなど、21 世紀に入り、ヒートアイランド現象が都市に特有の環境問題として一層注目を集めている中、本市においても、ヒートアイランド対策に資する都市緑化（公園緑地整備，屋上緑化，壁面緑化等）の一層の推進が必要です。
ウ 新景観政策の推進	本市では、京都の優れた景観を守り、育て、未来へと引き継いでいくため、建物の高さやデザイン、眺望景観や歴史的町並みの保全等を規定した「新景観政策」を平成 19 年 9 月から推進しています。この政策と連携する緑の取組を、積極的に推進する必要があります。

② 旧京北町の編入

平成 17 年 4 月に旧京北町が編入されたことに伴い、本市の市域はおよそ 35% 拡大（61,022ha から 82,790ha）し、森林面積は約 1.5 倍になりました。京都議定書等の CO₂ 削減目標を達成するためにも、市街地の緑と併せて、市街地を囲む山々の緑の保全、活用についての取組を積極的に推進していく必要があります。



2 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づき、市町村が、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で、主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として定めるものです。

緑の基本計画は、市町村が独自性、創意工夫を発揮して緑地の保全から公園緑地の整備、その他の公共公益施設及び民有地の緑化の推進策について、住民の意見を反映させつつ、公表の手続を経ることを通じて明らかにするものであり、本市においても平成11年2月に、これらの手続きを経て「京都市緑の基本計画」を策定し、目標年次の平成37年（2025年）に向け、具体的な施策をこれまで推進してきました。

3 緑の役割

（1）計画が対象とする緑

都市緑地法第3条第1項に、「緑地」の定義として、「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」と記されています。

具体的には、都市の緑は、樹木や草花などの植物そのものだけではなく、それらを含む周辺の土地や空間も含まれます。

本計画が対象とする「緑」は、この都市緑地法における「緑地」を基本として、公共公益施設の緑だけではなく、民有地の庭や生け垣などを含めた幅広い緑を表し、また植物に被われている土地とともに、植物に被われていない自然的環境の状態にある土地も含めるものとします。



(2) 都市における緑の機能

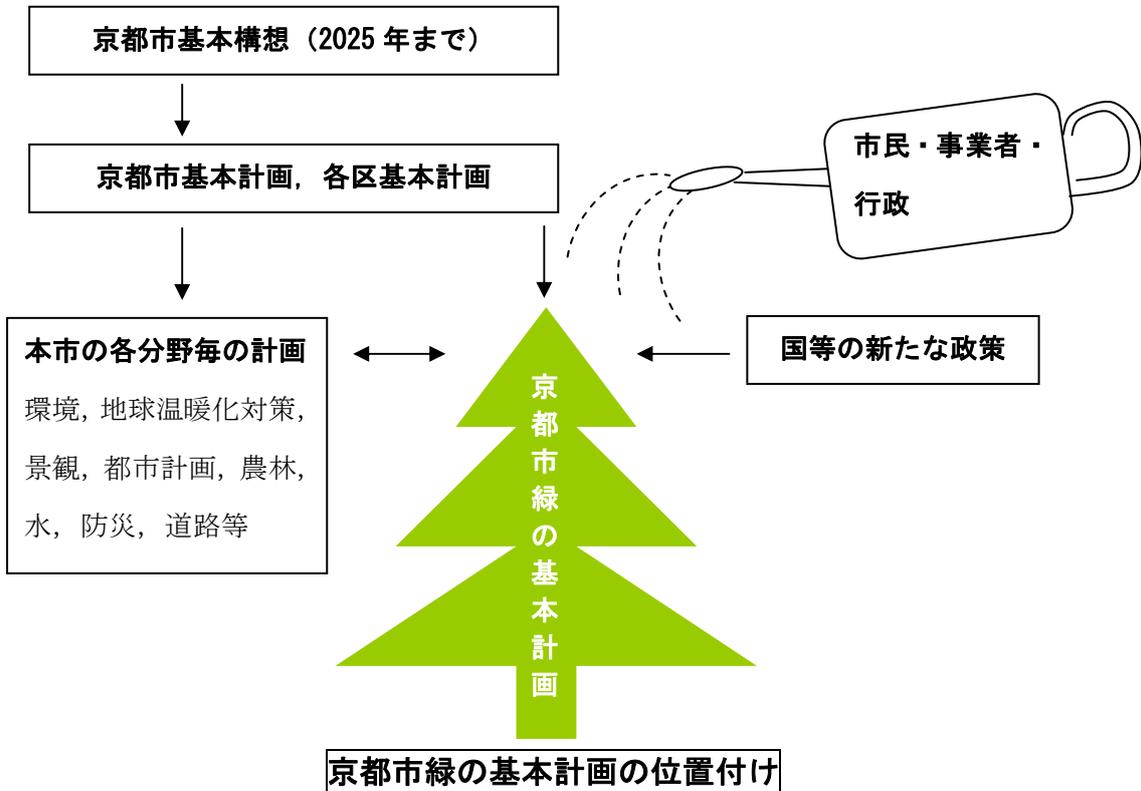
都市における緑の機能については、主に以下の内容が挙げられます。

<緑の機能>

緑の機能別区分	機能の内容	効果
都市環境の維持・改善, 生物の生息・生育環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂の吸収 ・温度や湿度の緩和作用 ・汚染物質の吸着除去 ・木陰の提供 ・生物の生息・生育空間の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化の防止 ・ヒートアイランド現象の緩和 ・大気の浄化 ・夏場の気温の低減効果 ・生物多様性の保全
健康づくり・レクリエーション・精神的な充足	<ul style="list-style-type: none"> ・散歩やジョギングの場所の提供 ・子ども達や高齢者に遊びやくつろぎ空間の提供 ・潤いのある緑の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康の増進 ・コミュニティの形成・多世代交流の促進 ・ストレスや疲れの癒し
都市の防災	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地としての空間の提供 ・樹木による防火力の向上 ・雨水浸透面の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難地や避難経路の確保 ・火災時の延焼の防止 ・都市型洪水の緩和
都市景観の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・都市景観の構成 ・街路樹, ビル・町家の緑による風景の統一 	<ul style="list-style-type: none"> ・山並みの景観の維持 ・町並みの景観の向上 ・都市における季節感の提供

4 計画の位置付け

緑に関しては、京都市基本計画や各区基本計画等の上位計画、本市の各分野毎の計画や国等の新たな政策など、様々な分野で取り上げられています。法定計画である京都市緑の基本計画は、これらの緑の将来像を明らかにし、その実現に向けた取組を展開していくためのもので、様々な計画に位置付けられる緑の取組を包括的に取り込み、今後、本市が展開する緑に関する取組の指針として位置付けます。



5 計画のフレーム

計画対象区域	京都市域 82,790ha
人口規模	現況 (平成21年4月1日現在推計人口) 1,464,018人
	目標年次 (平成37年) 1,386,488人 [※]

※資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」

6 目標年次

京都市基本構想の期間である2025年（平成37年）までとします。